

令和 7 年度 公共工事等入札契約制度（概要）

契約検査課

入札及び契約制度とそれを取り巻く環境の改善を図る為、次の 4 項目にわたり令和 7 年度の入札契約制度を実施します。

1 公 正 な 競 争 の 確 保

○ 入札日程（積算期間）の見直し（要望）

下請負業者や資機材の見積期間及び積算内容精査の時間等を考慮し、積算期間及び入札日程の見直しを実施。

※最短 4 営業日としていた入札参加申請（質問受付）期間を、6 ～ 8 営業日確保することで、見積期間を拡大する（年度当初を除く）。

【建設工事】

○ 調査基準価格（低入札価格調査）及び最低制限価格の設定（継続）

中央公契連が示す最新の令和 4 年モデルを準用し、調査基準価格及び最低制限価格を算定する。

- ・ 調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲 予定価格の 75%～92%
- ・ 上記価格は、算定式により算出した額の 10,000 円未満を切り捨てた額とする。

○ 調査基準価格（低入札価格調査）に係る失格基準の設定（継続）

調査基準価格の 80%未満の額による入札者は失格とする。（失格基準の設定）。
ただし、工事の内容等により、失格基準を設けないこともできる。

【建設関連業務委託】

○ 調査基準価格（低入札価格調査）及び最低制限価格の設定（継続）

測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務において、調査基準価格及び最低制限価格を設定する。

2 適 正 な 品 質 の 確 保

○ 適正な工期設定の徹底（継続）

工事は、繰越工事及び債務負担工事を除き、原則 2 月 28 日までに完成する。

○ **総合評価落札方式（特別簡易型）の活用（継続・一部改正）**

[対象工事]

- ・土木一式工事、建築一式工事、舗装工事のうち、設計予定金額 2,000 万円以上の案件の中から、同種工事と類似工事の設定が困難な工事等を除き抽出。

[主な変更点]

土木一式工事・舗装工事・建築一式工事

- ・項目の追加

「地域貢献」の評価項目として「本市内における災害復旧工事の施工実績」項目を追加する。

- ・配点の変更

上記項目の追加に伴い、「優良工事施工実績（配置予定技術者）」、「継続教育（CPD、CPDS）の取組状況」及び「過去 5 年度の災害協定に基づく活動実績（災害応急対応）」項目の配点を変更する。

- ・内容の修正

「地域密着」の「③当該工事における地元（市内）の施工率」を評価に即した内容に一部改める。

[実施予定件数] 36 件

※「総合評価落札方式（特別簡易型）の実施に関する運用ガイドライン」及び「評価基準表」により実施。

○ **工事成績評定点を入札参加条件とする等級指定型一般競争入札の実施（継続）**

土木一式工事について実施する。

[工事成績評定点の条件]

- (1) 土木一式工事における事業者の平均工事成績評定点（R 6）が 79.0 点（A・B ランク）以上の実績を有する。
- (2) 土木一式工事における工事成績評定点（R 6）70 点未満（D・E ランク）の工事をしていない。

[令和 7 年度予定]

- ・設計金額 1,200 万円以上 2,000 万円未満 A + B 等級対象

10件を目安に実施する。(R6年度 14件実施)

3 働き方改革の推進

○ 週休 2 日工事の普及促進（継続）

原則、全ての工事を対象とし、併せて、通期から月単位の集計として質の向上を図るものとする。但し、施工に必要な実日数が１週間程度と見込まれる工事、通年維持工事や緊急性の高い応急対策工事等、発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事は除く。

(令和6年度 143件実施)

○ 県内公共工事における一斉休工「ふじ丸デー」の取組（継続）

建設産業の働き方改革の機運醸成のために静岡県が実施する産官連携による一斉休工「ふじ丸デー」の趣旨に本市も賛同し、引き続き毎週土曜日の一斉休工を実施する。

○ 工事の施工時期・業務の完了時期の平準化の推進（継続）

- ・平準化率 【工事】 4月から6月における平均稼働件数／年間の平均稼働件数
 (納期率) 【業務】 1月から3月における業務完了件数／年間の業務契約件数

- ・ 中部ブロック発注者協議会静岡県部会の目標 【工事】 0.8 以上
【業務】 0.4 以下

- ・本市の目標 令和7年度～ 【工事】 0.8以上 【業務】 0.4以下

年度	R 4（実績）	R 5（実績）	R 6（見込み）	R 7（目標）
平準化率	0.45	0.71	0.55	0.80 以上
納期率	0.70	0.61	0.63	0.40 以下

- ・ 具体的な取り組み

1. 債務負担行為の活用

令和7年度予算の前倒しによる債務負担行為を実施する

2. 4～6月における早期発注件数の目標を設定

令和7年度 【工事】全体件数の35%以上

4 その他

○ 主任・管理技術者及び現場代理人の兼任に関する取扱いの一部改正（再掲）

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施工について（通知）（令和 6 年 12 月 13 日付け国不建第 149 号）」を受けて、本市においても監理技術者等の専任義務要件や特定建設業許可等の金額要件の見直しを図ると共に、併せて、現場代理人の兼任要件及び営業所技術者等の兼任要件を緩和する。（令和 7 年 2 月 1 日施行）

○ 遠隔臨場の試行（継続）

建設現場における受発注者の業務効率化のため、遠隔臨場の試行を継続する。

○ 情報共有システムの活用（拡大）

工事施工中の受発注者の業務効率化のため、情報共有システムの積極的な活用を推進する。

※対象工事を、請負金額 3,000 万円以上から 1,000 万円以上に拡大する。

R 6 完了検査予定：163 件

3,000 万円以上： 54 件（33%） ⇒ 1,000 万円以上：124 件（76%）